

島根県水と緑の森づくり税次期対策の骨子（案）

項目	内容
目的	水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している、安全・安心で心豊かな生活に不可欠な水を育む緑豊かな森や緑を保全し、次世代に引き継いでいく
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 ・ 毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人 ○ 法人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人等
税率	<ul style="list-style-type: none"> ○個人：年500円（現行の個人県民税均等割額 年1,000円に500円を加算） ○法人：均等割額の5%相当額（1千円～4万円）
徴収方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">市町村 → 支払 → 県</p>
税収規模	税収規模 209百万円程度（基金積立 約200百万円）
税収使途	別紙のとおり
税収の管理	島根県水と緑の森づくり基金条例に基づく基金に収納相当額を繰り入れ、基金の目的である水と緑の森づくりに支出する
実施期間	5年間（事業の進捗状況を点検し、森林環境を取り巻く情勢等を踏まえ、制度のあり方について見直しを検討する）

※課税方式、納税義務者、税率、徴収方法等を変更するものではありません。

(別紙)

水と緑の森づくり税次期対策の使途

<p>県民参加の森づくり 【40,000千円程度】</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 森づくり情報交流・サポート体制の整備 水と緑の森づくり会議・普及啓発など・ 県民のアイデアと参加による森づくり 森づくり・資源活用実践事業 <u>(2年目以降の活動支援)</u> <u>(森林公園や自然公園周辺森林整備)</u>・ <u>豊かな森と緑づくり</u> <u>(里山や観光地周辺森林の景観対策)</u> <u>(木製ベンチの設置など)</u>・ <u>学校での森林教育</u> <u>(モデル校での森林教育)</u>
<p>緑豊かな森の再生 【160,000千円程度】</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 県民再生の森事業 不要木の伐採等 (3,500ha 700ha×5年) <u>竹林伐採</u> <u>松くい虫被害地の再生</u>

下線部：拡充事項